

元町人麿線（2工区） に関するお知らせ

日頃より島根県の道路行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、島根県が施行する「（都）元町人麿線（2工区）」が、令和7年1月15日付で国の事業認可を受けました。今後は、地域の皆様への説明を行いながら計画を進めてまいります。

（都）元町人麿線 全体位置図



（都）元町人麿線（2工区）事業位置

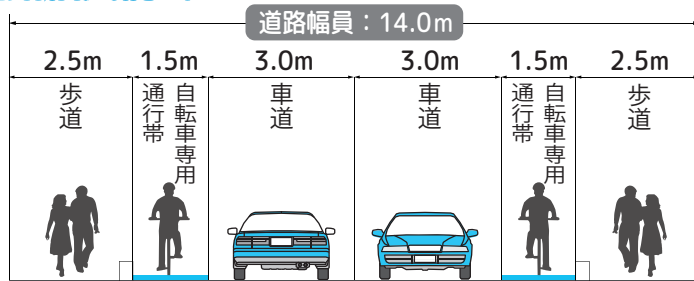


本事業では、益田駅前地区から益田中学校までの区間についてバイパス道路を整備します

事業概要

路線名 : 3・6・14号 元町人麿線
工事延長 : 490m
車線数 : 2車線
道路幅員 : 14.0m
(車道 3.0m、歩道 2.5m、自転車専用通行帯 1.5m)
概算事業費 : 約 30.0 億円
施行期間 : 令和7年～令和15年予定

道路幅員構成



期待される整備効果

①通学路の安全確保

- 歩行者と車両の分離、自転車専用通行帯の整備により、益田中学校に通学する生徒などの歩行者と自転車の安全を確保します。

②避難路機能の確保

- 災害時などの各種避難所である益田中学校への安全な避難路を確保し、地域の防災機能の強化を図ります。

事業のスケジュール

令和7年度から、詳細な設計を行うために必要となる地形の測量やボーリング調査などを行い、山の開削計画などの細部の検討を進めていきます。

完成イメージ図（終点側）



（都）元町人麿線（2工区）の 法定説明会を開催しました

（都）元町人麿線（2工区）について、都市計画法第66条に基づく法定説明会を開催し、44名の皆様に参加いただきました。

説明会では、（都）元町人麿線（2工区）の事業概要や事業認可、今後のスケジュールについて説明し、多くのご意見・ご質問をいただきました。

●説明会の様子 令和7年5月14日（水）開催



（場所：市民学習センター）

Q&A

～ご質問のうち、主なものについてご紹介します～

主な質問と回答

このほかのご意見はホームページにて紹介しています！

Q. 法定制限に関する事前相談について

法定制限（建築制限など）の手続き時期や方法について知りたいです。

A. 令和7年1月15日付けの告示をもって、法定制限に関する届出が必要となり、法定制限に関する行為を予定されている場合は、先ずは事前に県までご連絡・ご相談をください。

Q. 立ち退きに関する周知について

現在、立ち退きの対象となる建物や土地は決まっているのでしょうか。

A. どういった建物や土地が、立ち退きの対象になるのかは、現時点では明確に決まっていません。これから行う測量や細部設計により、確定させていきます。なるべく早く範囲を確定し、皆様にご説明したいと思います。

Q. 工事の早期着工について

工事が少しでも早く進むように、ぜひ皆さんの力をいただいて、県と市も協力して、無事に道路が完成するようお願いします。

A. 県と市が、しっかり連携して、事業の方を進めていきます。

Q. 市道との接続について

市道紅葉ヶ丘線は、車のすれ違いも難しい狭い道路です。元町人麿線との交差点部では、交通渋滞や安全性の低下が懸念されます。

A. 交差点付近の区間では、道路拡幅や見通し確保も検討に入れて、詳細設計を行います。詳細設計が出来た段階で、改めて皆様にご説明したいと思います。

Q. 事業の完成予定について

2工区の工事について、いつごろ完成になるのか知りたいです。また、元町人麿線が全線供用となるのはいつ頃になるのでしょうか。

A. 2工区の工期は、まだ調査や、詳細設計の段階であり完成時期をお示しすることができません。また、未着手区間は、この2工区が完成した後に進める予定としています。

今回お示しした内容については、島根県益田県土整備事務所のホームページに掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/kan/masuda_kendo/dobokukoumubu/toshi-motomachihitomaro/motomachi2.html

お問い合わせ先

島根県益田県土整備事務所 土木工務部 土木工務第二課 ☎0856-31-9678

